

平成 24 年（ワ）第 206 号

平成 24 年（ワ）第 543 号

柏崎刈羽原子力発電所運転差止め請求事件

原告 吉田 隆介 他 189 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面（9）

2013 年（平成 25 年）5 月 日

新潟地方裁判所 第二民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	和田	光弘
	同	近藤	正道
	同	伊東	良徳
	同	松永	仁
	同	大田	陸介
	同	江花	史郎
	同	齋藤	勝也
	同	今野	江里子
	同	佐藤	尚志

被告に原発を運転する資質・能力はない

1、はじめに

被告の福島第一原発について、平成23年11月、被告と当時の民主党政権は、福島県民や国民の強い反対を押し切り、「事故の収束」を宣言した。

しかし別紙「福島第一原発事故後の主なトラブル」に明らかな通り、収束宣言の後も同原発は度重なる汚染水の流出を始め温度計の故障、使用済み燃料プールへのがれき落下等のトラブルが相次ぎ、事故収束とは程遠い現実がある。

いずれのトラブルも被告の原発設置事業者として、その資質や管理能力が著しく欠如していることを疑わせるに十分なものであるが、本準備書面で述べる以下のトラブルと事実はその最たるものである。

2、停電による使用済み燃料プール冷却装置の停止

平成25年3月18日、福島第一原発の電源装置の一部に停電が生じた。これに伴い、同原発1、3、4号機の使用済み燃料プールや共用プールの冷却装置、そして汚染水の浄化装置その他合計九つの装置が、同時に機能停止する事態となった。シビアアクシデントの際に、原発の安全確保の司令塔の役割を果たさなければならない免震重要棟も一時停電した。

このとき各号機のプールで保管中の使用済み燃料集合体は、下記の通りである。

1号機 392体

3号機	5 6 6 体
4号機	1 5 3 5 体
共用プール	6 3 7 5 体

とりわけ使用済み燃料の冷却が一時的にせよ途絶えたことは、極めて重大かつ深刻な事態であった。4号機の使用済み燃料プールには1 5 3 5 体、共用プールには6 3 7 5 体の使用済み燃料集合体が冷却保存されていた。その冷却が停電によって止まったのである。

福島第一原発事故のとき、4号機は原子炉建屋が爆発によって大破し、建屋といういわば最後の防壁がなくなり、プールの水の蒸発、減少に伴い、高い崩壊熱を発する使用済み燃料がむき出しになる具体的な危険にさらされた。建屋の爆発直後から4号機の使用済み燃料プールが、白煙を上げ続け、多方面から悲観的推測が流れた。アメリカNRCは在日アメリカ人に対して、50マイル（約80キロ）圏内からの脱出を呼びかけ、国内においても危険範囲が首都圏にまで及ぶ可能性があるとの内部資料がまとめられたのはこの時のことである（国会事故調査報告書P168）。停電による使用済み燃料プールの冷却停止で、あの時の悪夢がよみがえった。一時期とはいえ福島県民を始め、国民を大きな恐怖と不安のどん底に陥れた。

幸い停電は丸一日、29時間で収束した。しかし停電が後2日続いていれば、大惨事に至る危険があった。

調査の結果、停電の原因は仮設配電盤内部にネズミが侵入し、これが端子に接触・ショートしたためだという。

いうまでもなく使用済み燃料プール内における燃料棒の冷却管理は、きわめて重要である。停電を引き起こしたネズミ騒動は、そうした重要性をわきまえない被告の決定的失態であり、福島第一原発事故を引き起こし、国民に未曾有の損害と苦しみを与え続けている状況を考えれば、電気事業者として緊張感と危機管理意識の欠如は明らかである。

しかも、政府及び国会事故調査報告書を始め、各方面から繰り返し「事故の際は直ちに通報を」と、情報開示の徹底を言われ続けていたにも関わらず、この時もマスコミへの公表は、停電発生から3時間以上も経過していた。記者会見に至っては15時間以上が経過していた。「情報公開に不熱心」「都合の悪いことは隠す」被告の体質は依然として変わっていない。停電事故と情報開示の遅れを国民が厳しく批判したことは当然である。

ところが、1ヶ月後の4月5日、福島第一原発3号機の使用済み燃料プールで再び停電が起こり、燃料プールの冷却装置が停止するトラブルが発生した。

調査の結果、今度は配電盤への小動物侵入防止の為、金網を張る作業中、針金が配電盤の端子に触れたことが原因とのことである。

事実とすれば、前回の停電に続く、「おそまつ」と言う以外形容のしようがない失態である。「一体全体、被告はどうなっているのか」。国民の批判と憤りはとてつもなく大きい。

そもそも例え仮設とはいえ、配電盤にネズミなど小動

物が侵入できないようにすることは、電気保守を担当する者にとって、極めて初歩的なことであり、また作業中に針金を端子に接触させるなどということは、電気技術者としては考えられないことであるという。しかもそうした失態が原発の危険の源である放射性物質の外部流出に直結する危険があるだけに、こうした初歩的ミスを繰り返す、被告の責任感の欠如、緊張感のカケラもない対応はあきれられるばかりである。

さらに4月22日、福島第一原発の2号機の変圧器内にネズミ2匹の死骸が発見され、変圧器内点検の為、同号機の使用済み燃料プールの冷却が一時止まった。これで3度目の停電である。被告の原発管理能力の欠如に国民の不信感はつのる一方である。

3、汚染水の漏洩

3号機の使用済み燃料プールで、再度の停電・冷却停止事故が明らかとなった4月5日、福島第一原発にさらなる衝撃が走った。敷地内にある7つの地下貯水槽のうちの1つ、2号貯水槽から放射能汚染水が漏れ出していることが発覚したのである。

福島第一原発の敷地には、福島第一原発事故の後、増え続ける放射能汚染水に対応し、これを保管する為に、たくさんの貯蔵タンクが設置された。しかし、こうしたタンクでも足りず、さらに敷地内を掘り込み、巨大な地下貯水槽が次々と合計7つ設置された。それは最大で、縦約60メートル、横約53メートル、深さ約6メート

ル、ポリエチレンなどで出来た止水シートを三層に張り、上蓋を被せた構造になっている。

ところが、被告が調査した結果、漏洩は2号貯水槽だけに止まらず、隣の3号貯水槽でも生じていることが分かった。

被告は急遽、これら2つの地下貯水槽の汚染水を別の地下貯水槽に移送することにし、その作業に入った。ところがおそまつにも、受け入れ先の1号地下貯水槽も汚染水が漏れ出していることが分かった。7つの内、3つが欠陥貯水槽であった。しかも汚染水の移送途中に、ポンプと配管の継ぎ目から汚染水が漏れ出るという「おまけ」まで付いてしまった。

「一体全体どうなっているんだ」「漏出はいつ收拾するのか」国民の被告に対する不信と怒りはすさまじく、福島県の被告に対する抗議は連続5日間に及んだ。政府も重い腰を上げた。

こうして被告はやむなく汚染水の地下貯水槽への移送計画を中止し、全ての地下貯水槽の汚染水を地上のタンクに移し変え、今後地下貯水槽は使用しないことを決定した。移送完了は7月、それまで漏洩が継続する。

問題は漏れ出した汚染水の総量である。

被告は2号貯水層を中心に、漏洩は最大約120トン、7100億ベクレルと推定している。しかし正確なところは分からない。約120トンではなく最大約600トンである可能性も指摘されている。被告は地下貯水槽に保管されていた汚染水の総量を、現在約2万3000ト

ンとしているが、漏洩を最初に確認した直後に公表した汚染水の総量は、約2万3600トンだった。この数字からすれば、現在との差600トンがその後どこかに消えたことになる。しかし被告は「計測機器の誤差の範囲」とまるで他人事のようなあいまいで無責任な説明に終始し、十分な説明責任を果たさない。結局、被告の汚染水の管理が当初より極めてズサンなものであった結果、地下貯水槽からどのくらい漏れたか、その正確な総量は分からないのである。漏れ出た汚染水がどこにいったのかも分からない。海への流出はないというがそれもわからない。

いずれにしても、政府と被告が事故の収束を宣言して以降、放射性物質の流出量としては、今回の漏洩が最大の規模となったことは間違いない。

地下貯水槽の汚染水の分析結果は公表されていない。

4月27日、被告は地下貯水槽の近くに掘った観測用の穴22ヶ所の内、13ヶ所から採取した地下水から放射性物質を検出したと発表した。漏洩の影響が広がっている。

さらに被告は地下貯水槽からの汚染水の漏洩原因を未だ特定できない。7つの地下貯水槽はいずれも同じゼネコンが施工したものであるが、被告の要望に沿い、通常の産業廃棄物最終処分場に類似した仕様で設計・施工されたものである。

漏洩防止の検査は、貯水槽に真水を満杯にして水漏れがないことを確認したにすぎず、汚染水に含まれる塩分

が遮水性を低下させることに配慮した形跡はない。しかも止水シートの繋ぎ目が破損など構造的に弱点を抱えていることを始め、貯水槽の設計上、施工上の欠陥が指摘されている。工事費の安さや工期の短さから十分な検討もなく、対応に追われる形で導入した可能性が強い。仮設のものとはいえ、対象は高濃度の放射能汚染水である。被告の安全に対する配慮、検討が著しく希薄であり、不十分であったことは間違いない。原子力規制委員会の田中俊一委員長も汚染水の漏洩が続く地下貯水槽を視察し、「あれだけの大規模な貯水槽をビニールシートで（敷いて）作るのは普通じゃない」と被告の安易な汚染水対策を批判した。

移送中の汚染水漏れについては、事前にポンプや配管の漏洩検査さえしていなかったという。危険な放射能を扱う者として、最新の科学的知見に基づく最高度の安全注意義務を果たし、汚染水を完璧に封じ込めるべき立場にありながらこれを怠り、大量に放射能汚染水を漏出させた責任は極めて重い。別紙「福島原発事故後の主なトラブル」に明らかな通り、福島第一原発事故後も汚染水の漏洩トラブルが相次いでいる。それに加えて今回の大量漏洩である。原発設置事業者として、その資質を決定的に欠くものであると言わざるを得ない。

福島第一原発事故後、福島第一原発では、原子炉建屋などの地下に、今も1日当たり約400トンの地下水が流れ込んでいる。これが原子炉を冷却した水と混ざって、大量の汚染水が発生している。被告はいまだ地下水の流

入箇所・経路を特定できていない。

こうした汚染水は、放射性セシウムなどを取り除いた後、原子炉の冷却水として再利用されているが、残りは廃棄することもできず、とりあえず敷地内で保管するしかない。そのために前述のとおり、大量の貯水タンクを設置し、とりあえずタンクの中に貯蔵されている。しかしタンクは大型のものでもせいぜい1000トンの容量しかない。

一方、地下貯水槽の容量は最大で1万4000トンであり、7つの地下貯水槽全体で約5万8000トンの容量となる。かくして地下貯水槽は増え続ける汚染水対策の「切り札」と位置付けられた。しかし今回、汚染水漏洩という醜態をさらけ出してしまった。被告は今後地上のタンクの増設計画を前倒しし、現在の32万トン保管体制を70万トン体制に増やすという。しかし増え続ける汚染水から見て、これも今後3年程度しかもたないという。被告の安全面を軽視した綱渡りの、場当たりの対応は今、大きな壁にぶつかっている。被告の汚染水対策は全面的な見直しをせまられている。

停電事故と、汚染水問題は原発事故の深刻さに加え、一旦ほころびが生じると、原発の扱いがいかに困難を極めるかということ、改めて浮き彫りにした。冷却は10年以上にわたり、廃炉に至る道は、40年以上の長期間にわたる。一歩、一歩の文字通り薄氷をふむ連続となる。被告は最終的に汚染水の海洋搬出を考えていると思われる。しかし「海への垂れ流し」は許されない。 I A

E Aは「増大する汚染水とその対策は直面する最大の課題」と位置付け、汚染水に対し危機感をつのらせている。

4、被告の調査妨害等

原告らは訴状において、被告の福島第一原発事故における様々な不始末、地震、津波に対する事前の備えの欠如を指摘した。政府及び国会の事故調査委員会報告書も指摘しているとおり、福島第一原発事故は明らかな人災である。「冷やす」「閉じ込める」にも被告の誤ちがあったことは間違いない。被告は答弁書及び準備書面（1）で、この点について全面的に否認するもののようである。しかし本年3月29日公表した原子力部門改革の最終報告書の中で、被告は以下のとおり述べ、自らの過ちを事実上認めている。

「設計段階から地震や津波を起因とする故障への配慮が足りず・・・、運転開始後も海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析する努力が足りず、事故への備えが設備面でも人的面でも不十分だった。この結果、炉心溶融し、広域に大量の放射性物質を放出させる深刻な事故を引き起こしたことを反省する。」

「あらたに明らかになったリスクを表明すると、立地地域や規制当局から過剰な対策を求められ、長期間の原子炉停止を余儀なくされるという「思い込み」があった。」

「事前の備えによって、防ぐべき事項を防げなかった事実を、真摯に受け入れることが必要だ。今後は安全性向上対策の強化や組織改革に不退転の決意で取り組む。」

「全電源喪失などで過酷事故が発生する可能性は小さく、さらに安全性を高める必要性は低いと思い込み、対策の強化が停滞した。想定を上回る津波が来る可能性は低いと判断し、対策を考えて迅速に深層防護の備えを行う姿勢が足りなかった。」

「安全はすでに確立されたものと思い込み、稼働率（向上）などを経営課題と認識した結果、事故への備えが不足した。原子力部門の構造的問題を助長する負の連鎖が、強固に組織内に定着し、解消が難しかった。原子力発電と言う特別なリスクを扱う企業として、経営陣のリスク管理にも甘さがあった。」

「まずは原子力部門から体質改善を促す。」

これは福島第一原発事故に対する自らの過ちを認める内容である。

しかしこのように反省するそぶりを見せながら、一方で、その後もトラブルを起こし続けていることから見ると、言っていることと現実に行っていることがまるで違う。こうした被告の「二枚舌的対応」は厳しく批判されなくてはならない。

また、原告は訴状において海底活断層の隠蔽、トラブル隠し、データ改ざんなど、被告のこれまでの安全情報の隠蔽や改ざんの歴史を総ざらいし、被告に本件原発を運転管理する資質・能力のないことを明らかにした。原告準備書面（5）でも、安全軽視の体質を生み出した被告の組織的問題点を厳しく指摘した。

原発の安全は、地震・地盤そして原子炉の工学的安全

性などハード面、技術面だけで判断するのではなく、原発を運転管理する人的側面、つまり事業者に原発を安全に運転管理する資質・能力のあるかないかについても判断の対象にし、「この事業者で本当に大丈夫なのか」を厳しくチェックし、判断されなければならない。

その意味で、福島第一原発であれだけの大惨事を引き起こし、今も15万人以上の人々に過酷な避難生活を強いておきながら、その後も依然として安全軽視の体質を改めず、停電で使用済み燃料プールの冷却機能を中断させ、汚染水の漏洩事故などを何度も何度も引き起こし、その都度、地元住民と国民に大変な恐怖と不安を与え続けている被告に、原発を運転・管理する資質と資格はない。

これに加え、現在被告には福島第一原発事故を引き起こした当事者として、その資質の根幹に関わる重大な事実・疑惑が指摘されている。

原告準備書面（4）で詳しく指摘した国会事故調査委員会（平成24年7月解散）が、平成24年3月に予定していた福島第一原発1号機の原子炉建屋4階・非常用復水器とその周辺に対する現地調査に対し、被告が「今は建物カバーがかかり照明もないからパニックを起こし兼ねないほど（現場は）真暗」と虚偽の説明を行い、「道に迷えば高線量地域」「迷うと帰り道は分からなくなる」などと繰り返し現場の暗さと危険を強調し、その結果、同事故調査委員・田中三彦氏の同所に対する調査を断念させ、もって国会事故調査委員会の調査を妨害した事実

である。虚偽説明の中心は、被告の玉井敏光企画部部長である。玉井は以前、本件柏崎刈羽原子力発電所の幹部であった。前記準備書面（４）で明らかなおとおり、調査は福島第一原発１号機の炉心冷却材喪失の原因が「地震か津波か」の解明に必要不可欠なものとして計画された。同号機の炉心喪失の直接的原因が地震か津波かという問題は、その後の耐震基準などの見直し、さらに原発の再稼働の判断基準に直結する問題であり、まさに福島第一原発事故の検証の核心に関わる極めて重要な調査である。本件原発の安全評価にも大きく関わるものであった。それを被告が妨害し、調査中止に追い込んだのである。国会の調査権に対する妨害であり、福島第一事故の徹底検証を求める国民に対する背信行為である。

それは平成４年、福島第一原発１号機の定期検査で被告が犯した核納容器の漏洩率検査の妨害事件（１年間の運転停止処分）に匹敵するか、それ以上の違法行為である。

加えて被告は平成２４年１月、本件原発一号機、七号機の安全評価（いわゆるストレステスト）の一時評価報告書の中で、合計１５８箇所を指摘され、「報告書の信頼を損なうもの」と当時の保安員より書き直し再提出を求められた事実がある。調査妨害といい、１５８箇所の誤りといい、福島第一原発のあれだけの事故を経てもなお、被告の「不都合なことは隠す、ごまかす」体質は変わっていない。

被告はその準備書面（２）で、福島第一原発事故を踏

まえた本件原発の安全対策を強調する。しかし本準備書面で指摘したように、事故後もトラブルを繰り返し、調査妨害等を平然と行う企業体質を改めない限り、どんなに「柏崎原発で安全対策を講ずる、シビアアクシデント対策を確率する」と言っても、誰も信じない。

以 上

福島第一原発事故後の主なトラブル

平成 23	3月24日	3号機タービン建屋地下で高濃度汚染水発見。作業員3人が被爆。
	4月2日	2号機取水口付近から高濃度汚染水が海に流出。
	5月11日	3号機取水口付近から高濃度汚染水が海に流出。
	6月27日	原子炉循環注水冷却を開始。その中核となる汚染水浄化システムで運転開始時から水漏れや装置停止など相次ぐ。
	12月4日	汚染水浄化システムで水漏れ。150リットルが海へ流出。
平成 24	1月17日	送電線の電圧低下で使用済み燃料プールの冷却などが停止。
	2月1日	2号機の圧力容器下部の温度計の1つが温度上昇。13日に「故障」と断定。
	2月3日	汚染水貯蔵タンクから水漏れが見つかり、タンク底部で毎時2000ミリシーベルトの高いベータ線検出。
	3月26日	汚染水の配管から約120トンが漏れる。
	4月5日	汚染水処理施設から汚染水12トンが漏れ出し、海に流出。
	6月14日	汚染水の配管から3トンが漏れる。
	6月30日	4号機の使用済み燃料プールの冷却が停止。非常用電源の故障が原因。
	8月14日	4号機タービン建屋で汚染水4.2トンが漏水。
	9月22日	3号機使用済み燃料プールに鉄骨が落下。
12月12日	2号機原子炉建屋地下で、汚染水の漏洩経路を調べるために投入した4足歩行ロボットがバランスを崩し失敗。	
平成 25	2月6日	3号機の使用済み燃料プールにガレキが落下。
	3月18日	配電盤付近にネズミが侵入して停電。使用済み燃料プールの冷却が丸1日停止。
	4月5日	ネズミ対策の金網設置ミスで停電。プールの冷却約3時間停止。2号地下貯水槽で汚染水120トン以上漏洩発覚。
	4月7日	3号地下貯水槽で汚染水漏洩発覚。
	4月9日	1号地下貯水槽で汚染水漏洩発覚。
	4月22日	変圧器内にネズミ2匹の焼死骸。点検のため使用済み燃料プールの冷却一時停止。